

近畿地方整備局
資料配布

配布日時 平成13年1月31日14時

件 名	道路占用許可申請手続電子化の実施について 国土交通省では、申請者の負担軽減、電子政府実現の一環として、インターネットを利用して道路占用に関する申請を一部受け付けることとなりました。 近畿地方整備局は全国で初めて2月1日より実施します。
-----	---

取り扱い	
------	--

同時配布	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	----------------------------------

問い合わせ先	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 路政課長 多田 治樹 (内線4151) TEL 06-6942-1141(代 表) 06-6942-0478(夜間直通)
--------	--

道路占用許可申請手続電子化の実施について

道路に電線、ガス管、電柱等を設置しようとする場合、道路管理者に道路占用許可を得なければならず、申請が必要となります。

国土交通省では、申請者の負担軽減、電子政府実現の一環として、直轄国道に係る道路占用の申請をインターネットにより受け付けることとなりました。

全国の国土交通省各地方整備局では平成12年度中に受付を開始する予定ですが、近畿地方整備局では全国に先駆けて平成13年2月1日より受付を開始します。

1. 経 緯

申請者負担軽減、行政情報化、電子政府の実現に関する社会の要請を背景とし、平成10年より学識経験者、道路管理者、占用事業者からなる「道路占用許可申請手続の電子化研究会」を設置し、検討してきました。平成11年には近畿地方建設局奈良国道工事事務所管内においてパイロット運用を実施しました。

このたび運用を開始するシステムは、これらの検討、検証をもとに構築したものです。

平成13年2月1日からの近畿地方整備局管内の運用開始を始めとし、平成12年度中にその他の各地方整備局管内においても開始します。

2. 効 果

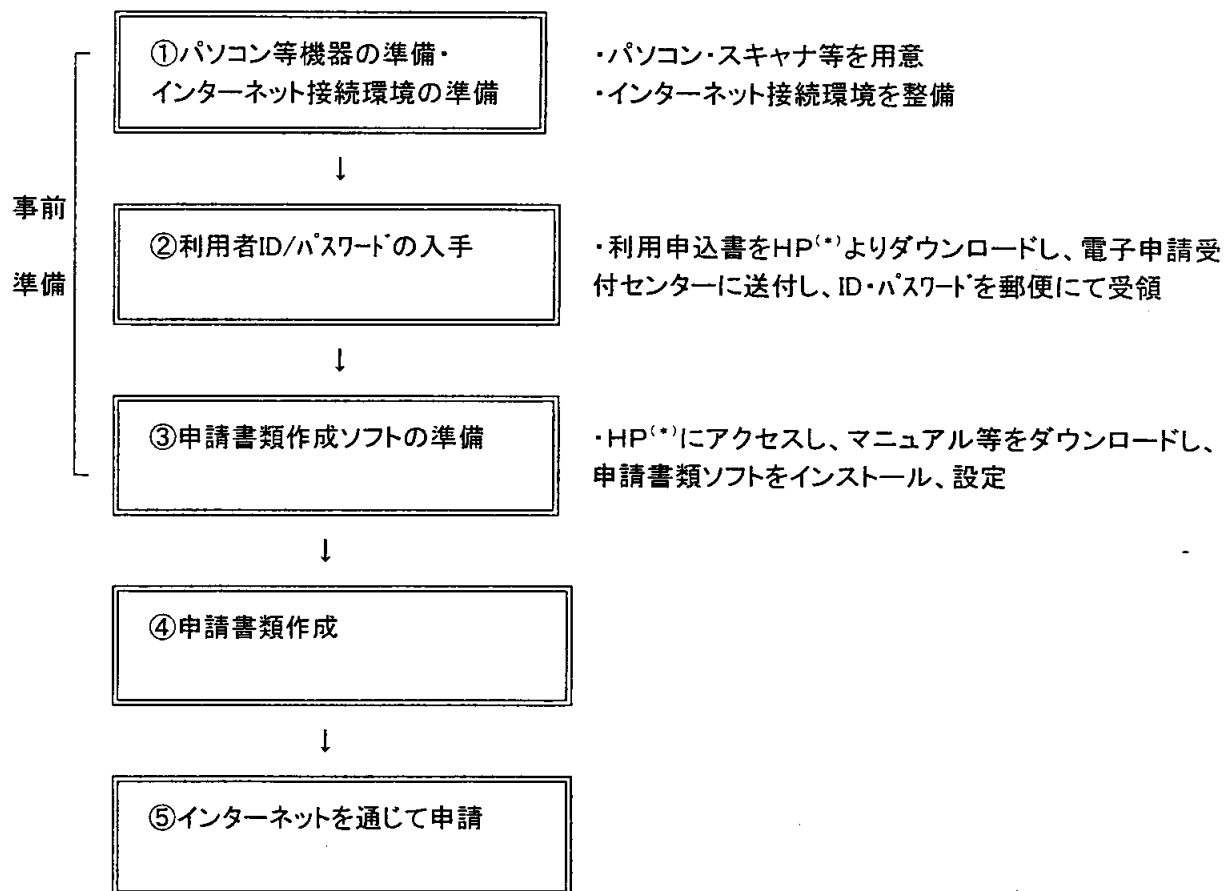
- ① 従来占用しようとする事業者は、道路占用許可申請書の提出、許可書の受領等のため道路管理者の窓口へ直接足を運ぶ必要がありました。今後はインターネットを利用し、申請、許可書の受領、各種届出の提出等の道路占用許可に関わる一連の手続きを行うことができます。24時間提出も可能です。
- ② 占用事業者内のシステムとの連動が可能です。
- ③ 申請データの保存・再利用の促進により、同種申請における申請書作成が容易になります。

3. 対 象

電力・ガス・通信・上下水道等の公益事業を行っている占用事業者による申請を対象とします。看板・日よけ等その他の占有者による申請は当面对象外とします。

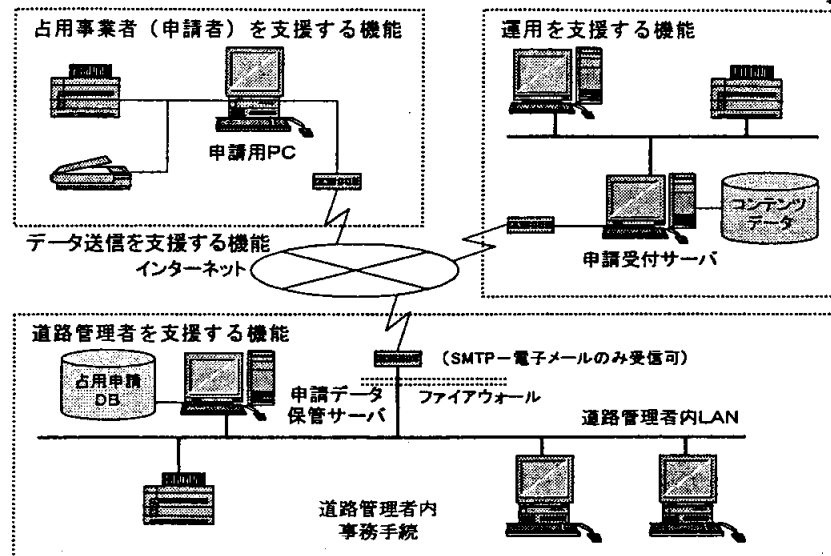
直轄国道に係る道路占用の申請が対象です。府県や市町村が管理する国道やその他の道路に係る申請は対象外です。

4. 利用方法

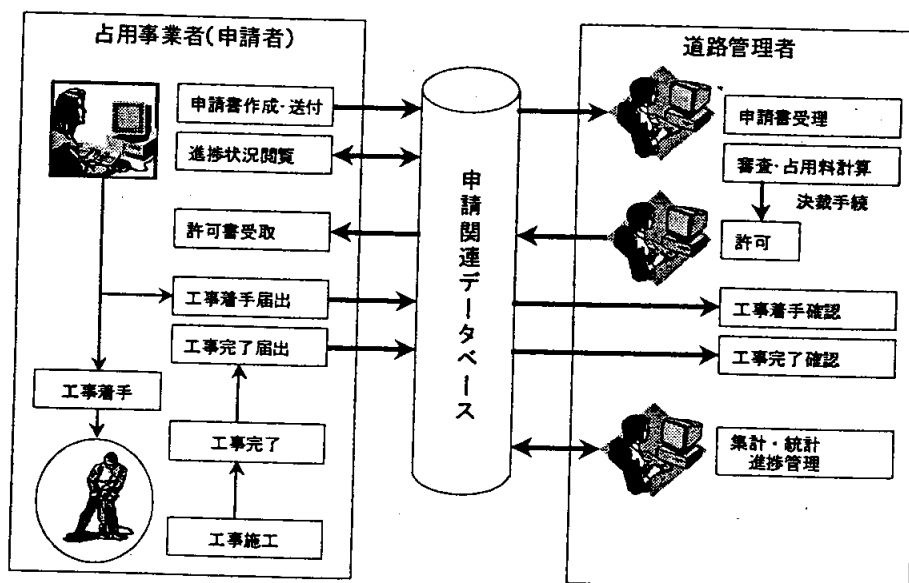


(*) HP … 電子申請受付センターホームページ
URL <http://www.shinsei.roadic.or.jp>

道路占用許可電子申請システムの運用開始について



電子化システムの構成



電子化システムを利用した道路占用許可申請手続の流れ

行政情報化に関する閣議決定等

- H 6. 1 2 「行政情報化推進基本計画」閣議決定
(H 9. 1 2 「行政情報化推進基本計画の改定について」閣議決定)
- H 1 1. 1 2 「ミレニアム・プロジェクト」内閣総理大臣決定
- H 1 2. 9 「建設省申請・届出等手続きの電子化推進アクションプラン」策定
- H 1 2. 1 0 「日本新生のための新発展政策」経済対策閣僚会議決定
- H 1 2. 1 1 「IT基本戦略」決定

道路占用許可申請電子化の経緯

- H 1 0. 1 0 「道路占用許可申請手続きの電子化研究会」設置
- H 1 1. 1 0~1 2 近畿地方整備局奈良国道工事事務所管内において実証実験
- H 1 2. 3 「道路占用許可申請手続きの電子化研究会」最終報告
- H 1 3. 2 近畿地方整備局管内において運用開始
- H 1 3. 3 全国（北海道、沖縄を除く）の地方整備局管内で運用開始